

林業アカデミーふくしまPR業務 公募型プロポーザル募集要領

1 目的

この要領は、林業アカデミーふくしまPR業務において、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により業務委託者を募集する際の手続について、必要な事項を定める。

2 業務の概要

- (1) 業務名 林業アカデミーふくしまPR業務
(以下「本業務」という。)
- (2) 業務内容 別紙「林業アカデミーふくしまPR業務委託仕様書(案)」(以下「仕様書」という。)のとおりとするが、本プロポーザルによる提案を踏まえ、受注者と協議して決定する。
- (3) 履行期限 契約の日から令和6年2月22日まで
- (4) 委託限度額 3,836,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
- (5) 事務担当 福島県農林水産部 森林計画課(人材育成担当)
〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
電話:024-521-7426 FAX:024-521-7543
E-mail: shinrinkeikaku@pref.fukushima.lg.jp

3 スケジュール(予定)

項目	日程
募集要領の公表・配布	令和5年5月22日(月)～6月9日(金)
募集要領に係る質問の受付	令和5年5月22日(月)～6月2日(金)
企画提案書の受付	令和5年5月22日(月)～6月9日(金)
企画提案書の審査	令和5年6月16日(金)
審査結果の通知・公表	令和5年6月19日(月)
業務委託契約の締結	令和5年7月中旬
成果品の提出	令和6年2月22日(木)まで

4 参加資格要件

本業務のプロポーザルに企画提案書を提出する者(以下「提案者」という。)は、次の要件を全て満たしている者とする。

- (1) 本業務の目的に沿った業務が実施できる法人又は団体であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（申立てがなされている者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
- ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
- イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (5) 宗教法人法（昭和 26 年法律第 89 号）第 2 条に規定する宗教団体、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）に規定する政治団体等、宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (6) 評価基準日（企画提案書の提出期限日 令和 5 年 6 月 9 日）において福島県発注の競争入札に関し入札参加資格制限中の者でないこと。
- (7) 県税を滞納している者でないこと。消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。
- (8) その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

5 募集要領等の公表

募集要領、仕様書（案）、様式については、県のホームページで公表するとともに、福島県農林水産部森林計画課において配布する。

URL：<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36055a/>

6 募集要領等への質問

募集要領等に対する質問の受付及び回答を以下のとおり行うこととする。

- (1) 提出期限
令和 5 年 6 月 2 日（金）午後 5 時必着
- (2) 提出方法
質問書【様式 1】により、電子メール又は F A X により提出の上、併せて送信

した旨を電話にて連絡することとする。

なお、口頭又は電話による質問は受け付けない。

(3) 提出先

上記2の(5)に同じ

(4) 回答方法

質問書に対する回答は、上記5の(1)のホームページに掲載する。

7 企画提案書の提出

提案者は、以下の書類を提出するものとする。

(1) 提出書類

- ア 公募型プロポーザル提出書類送付書 【様式2】
- イ 表明・確約書 【様式3】
- ウ 企画提案書 【様式4】
- エ 会社概要 【様式5】
- オ 見積書 【様式6】
- カ 法人登記簿

(2) 提出期限

令和5年6月9日（金）午後5時必着

(3) 提出先

上記2の(5)に同じ

(4) 提出方法

郵送又は持参により提出するものとする。

なお、郵送の場合は配達記録が残る一般書留等とする。

8 企画提案書等の審査

企画提案書等の審査は、別に定める審査委員会が審査基準に基づき書面審査を行い、得点の最上位の者を委託候補者として選定する。

9 審査基準

企画提案書等の採点及び委託候補者の選定は、以下の項目により行うこととする。

項目	配点	審査の視点
基本事項	15点	業務内容の理解度 等
業務実施体制	20点	業務の実施体制、遂行能力 等
企画内容	50点	業務の実施手法、制作の内容 等
事業費の妥当性	15点	経費算出、見積価格の妥当性 等
合計	100点	

10 審査結果の通知

審査結果は、すべての提案者に文書で通知するとともに、福島県森林計画課ホー

ムページで委託候補者を公表する。

なお、審査結果に対する異議申し立て、質問等は受け付けない。

1.1 契約の締結

上記8により委託候補者として選定された者と契約締結の協議を行い、契約を締結する。

この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含むものとする。

協議が不調のときは、上記8により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行うものとする。

1.2 その他

- (1) 提出書類等の作成において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、計量法の法定計量単位によるものとする。
- (2) 企画提案書等の提出が期限に遅れた場合又は審査結果に影響を与えるような不適切な行為が認められた場合は審査対象外とする。
- (3) 上記4の参加資格を満たさない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた提案書等は無効とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 企画提案書等の提出期限後においては、記載内容の変更を認めない。
- (6) 選定されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。
- (7) 本プロポーザルによって収集した個人情報については本業務以外には利用しない。
- (8) 本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。